

第27表 道路標識の設置状況

(単位 枚)

区 分	設 置 枚 数		前 年 比
	令 和 4 年	令 和 3 年	
総 数	849,131	847,181	1,950
車 両 通 行 止 め 等	26,638	26,757	△119
歩 行 者 専 用	31,898	32,207	△309
自 転 車 ・ 歩 行 者 専 用	47,609	47,033	576
指 定 方 向 外 進 行 禁 止	68,346	68,293	53
進 入 禁 止	28,876	28,838	38
一 方 通 行	21,124	21,102	22
最 高 速 度	103,431	102,672	759
駐 車 禁 止 等	217,398	217,384	14
進 行 方 向 別 通 行 区 分	3,330	3,334	△4
バ ス 専 用 ・ 優 先	698	696	2
一 時 停 止	141,713	141,814	△101
歩 行 者 横 断 禁 止	18,836	18,802	34
車 両 横 断 禁 止	608	608	-
転 回 禁 止	5,245	5,238	7
追 越 し ・ 追 い は み 禁 止	10,255	10,322	△67
横 断 歩 道 等	98,573	98,350	223
そ の 他	24,553	23,731	822

注 追いはみ禁止とは、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」のことである。
 数値：交通規制課

第28表 交通信号機の設置状況(年次別)

(単位 か所)

区 分	令 和 2 年	令 和 3 年	令 和 4 年
総 数	15,981 (93)	15,996 (87)	16,013 (87)
うち) 交 差 点 用	11,321 (14)	11,323 (9)	11,334 (9)
地 域 { 区 部 { 総 数	10,050 (89)	10,052 (84)	10,057 (84)
{ うち) 交 差 点 用	7,338 (10)	7,337 (6)	7,344 (6)
{ 市 郡 部 { 総 数	5,902 (4)	5,915 (3)	5,927 (3)
{ うち) 交 差 点 用	3,956 (4)	3,959 (3)	3,963 (3)
{ 島 部 { 総 数	29 -	29 -	29 -
{ うち) 交 差 点 用	27 -	27 -	27 -

注 () の数値は内数を示し、道路交通法第5条第2項に基づき、公安委員会が認めた者が設置又は管理する委託信号機である。

数値：交通規制課